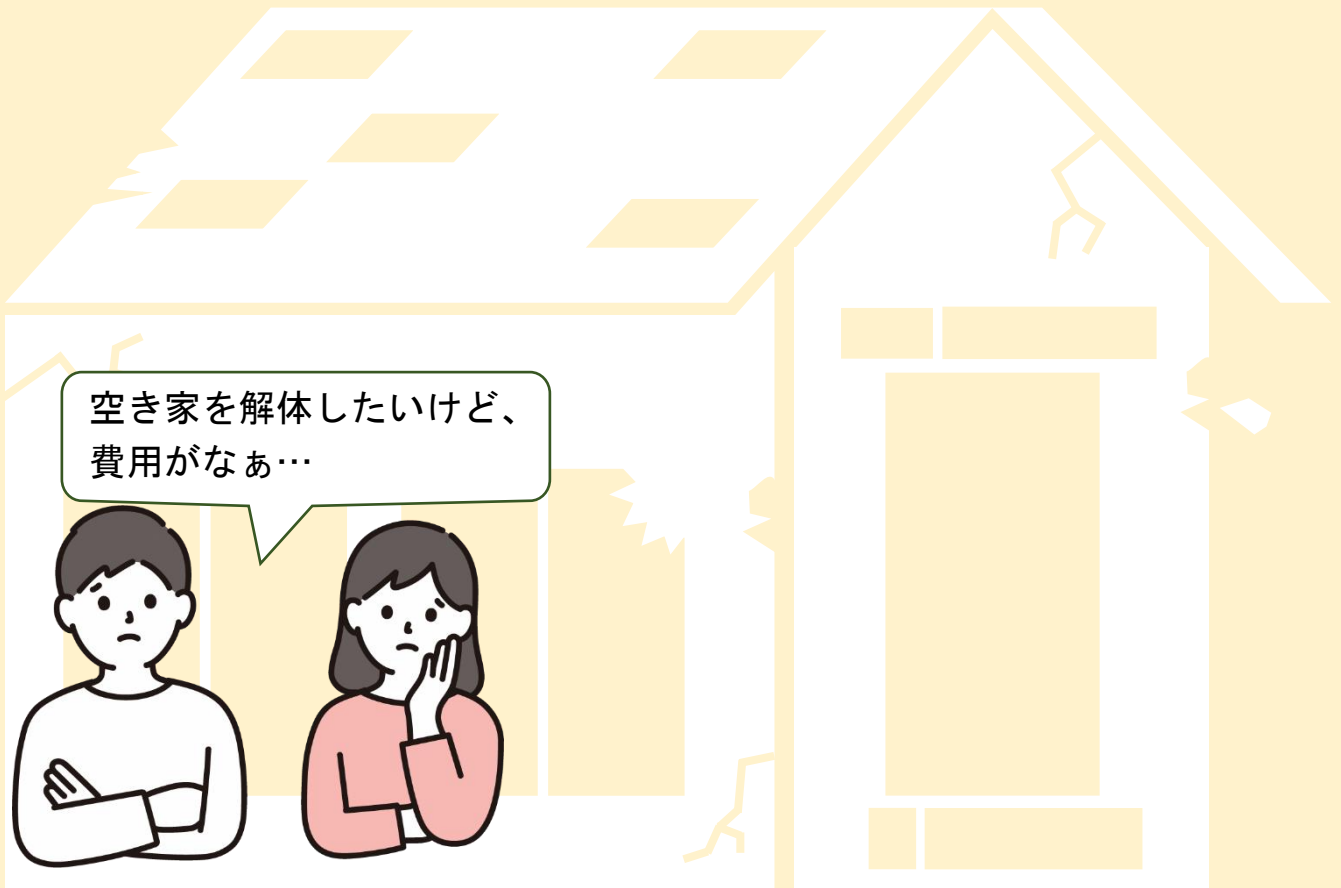


たかおか空き家除却支援事業



対象工事に要した費用(税込み)の

1/3(最大20万円)を補助!

補助事業の詳細は裏面に記載しておりますのでご確認ください。

お問い合わせ・申請先

高岡市 建築政策課 住宅政策係 ☎0766-30-7291
〒933-8601 高岡市広小路7-50 高岡市役所6階
Mail: kentiku@city.takaoka.lg.jp



たかおか空き家除却

高岡市 HP



申請書のダウンロード、事業概要の確認は
高岡市 HP から可能です。

たかおか空き家除却支援事業 制度概要

対象地域

高岡市内の用途地域内(※)であり伝統的建造物群保存地区を除く地域が対象となります。
※対象建物に一定の老朽化が認められる場合は用途地域外も対象となります。(市職員による現地確認が必要です。)

※用途地域等については地図情報サービス「[デジマップ@たかおか](#)」から確認が可能です。

対象者

以下のいずれの要件も満たす方が対象となります。

- ・空き家の所有者等(所有者、法定相続人)もしくは空き家の所有者等の委任を受けた者
- ・市町村税を滞納していない者
- ・これまでに除却に係る他の補助金を受けていない者
- ・この補助金の交付を受けたことがない者

対象建物

以下のいずれの要件も満たす建物が対象となります。

- ・一戸建ての住宅(店舗併用住宅の場合は、過半が居住の用に供すること)
- ・建物の過半が昭和56年5月以前に着工されたもの(旧耐震基準)
- ・抵当権などが設定されている場合は、その権利者の同意を得ているもの
- ・公共工事による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないもの

対象工事

対象建物の除却工事(ただし、敷地内すべての工作物・樹木・動産等を除却すること※)
※対象建物以外の除却に要した費用は補助対象の経費に含みません

申請手順

1 (所有者) 区域内の建物かを確認 ※区域外においては市職員による老朽度判定要



2 (所有者) たかおか空き家除却支援事業の交付申請



3 (市) たかおか空き家除却支援事業の交付決定通知



4 (所有者) 除却工事着工～工事完了



5 (所有者) たかおか空き家除却支援事業の実績報告書の提出



6 (市) たかおか空き家除却支援事業の補助金額の確定通知



7 (所有者) 請求書の提出



8 (市) 補助金の支払い

※2から7までは交付決定通知日が属する同一年度内に行う必要があります。